

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

【人口構造】

湖西市の総人口は、平成 17 年をピークに減少に転じており、生産年齢人口（15～64 歳）と年少人口（0～14 歳）の減少を、老年人口（65 歳以上）がカバーしている。

平成 22 年時点では、特に生産年齢人口の減少率が大きい。

通勤等で、隣接する静岡県浜松市や愛知県豊橋市からの流入が多く、昼間の流入人口が流出人口に対し約 7,000 人超過している。（国勢調査、住民基本台帳人口移動報告）

【産業構造】

湖西市は、世界的企業であるトヨタの礎を築いた発明王豊田佐吉と豊田喜一郎の出身地であり、ものづくりのふるさととして工業生産により発展してきた。当市の産業構造は、他市と比べ製造業が特化して多いという特徴があり、リーマンショックによる落ち込みはあったものの、工業製品出荷額（2013 経済センサス）は、約 1 兆 6 千億円で、静岡県では 4 位、全国でも 22 位となっている。製造業でも輸送用機械器具製造業、電気製品製造業の占める比率が高く、同出荷額の約 93 パーセントを占めている。また、電気製品についても自動車関連の比率が多くなっている。

(2) 目標

当市においては、自動車関係製品に関連した企業が多いという産業構造の特徴があり、下請け等で携わる市内の中小企業においても同様の傾向となっている。

近年では、電動化など自動車産業の技術が大きくシフトし、変革の時期を迎えている。また、少子化による人手不足にも直面し、この結果今後の技術変換、生産力の確保が問題となっている。このため、新技術や先端設備の導入、や AI やロボット等の技術革新を進めることで、市内の中小企業の生産性の向上、労働力不足の対策を目指し、年平均 10 件（累計 30 件）以上認定することを目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年平均 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

湖西市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本市において、都市的土地利用をされている区域の宅地が約1,376ha存在し、そのうち、工業系の土地利用をされている区域が、407haと約3割を占める。工業系の土地利用をされている区域は、市街化区域のみならず、市街化調整区域にも、静岡県企業局が造成した工業団地や、都市計画法の線引き以前からの工場等が存在する。

また、昭和40～50年代には農業投資も積極的に行われており、約1,200haの農用地区域が存在する。

このことから、本計画において定める区域は、市域全体とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業構造は、製造業に特化しており、輸送用機械器具製造業、電気製品製造業の工場が多く存在し、その工場に勤務する従業員を相手にしたサービス事業者も多い。また、前述のとおり農林水産業も盛んである。

輸送用機械器具製造業、電気製品製造業の分野においては、自動車の電動化が進むことにより、技術シフト、技術革新の加速が想定される。

今後、財政基盤をより確かなものにするため、多様な業種を集積する必要があると考え、本計画において定める業種及び事業等については、全てを対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、生産性向上特別措置法に基づき、原則、3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ・既存の雇用の安定を確保するため、人員削減を目的とした取組は、先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・健全な地域社会の発展に資するため、公序良俗に反する取組や反社会的勢力との関係が認められるものなど、地域環境に特に配慮が必要なものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・市税滞納者及び市税未申告者（国民健康保険税を含む。）に係る先端設備等導入計画は、特段の事情がある場合を除き、認定の対象としない。